

2. 安全に関する基本的な考え方

東京モノレールでは、安全に関する基本的な考え方を「安全に関する基本的な方針」と「安全に関する行動規範」として、2006年10月1日に制定しました「安全管理規程」において以下のように定めています。

安全に関する基本的な方針

1. 社長及び役員は、安全第一の意識をもって事業活動を行える体制の整備に努めるとともに、鉄道施設、車両及び社員を総合的に活用して輸送の安全を確保するための管理の方針、その他事業活動に関する基本的な方針を次項のとおり規定するものとし、安全の確保に関する業務の実施状況等を踏まえ、必要に応じ見直すものとする。
2. 社長、役員及び社員（社員に準ずる者を含む）（以下、「社員等」という。）の安全に係る行動規範は、次のとおりとする。
 - （1）一致協力して輸送の安全の確保に努めます。
 - （2）輸送の安全に関する法令及び関連する規程（本規程を含む。以下、「法令等」という。）をよく理解するとともにこれを遵守し、厳正、忠実に職務を遂行します。
 - （3）常に輸送の安全に関する状況を理解するよう努めます。
 - （4）職務の実施にあたり、推測に頼らず確認の励行に努め、疑義のあるときは最も安全と思われる取り扱いをします。
 - （5）事故・災害等が発生したときは、人命救助を最優先に行動し、速やかに安全適切な処置をとります。
 - （6）情報は漏れなく迅速、正確に伝え、透明性を確保します。
 - （7）常に問題意識を持ち、必要な変革に果敢に挑戦します。